

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 職員の職の設置に関する規則の一部改正
- ◇告示 保安林の指定解除
 - 土地の公用廃止
 - 土地改良区役員の退任
 - 医療機関の指定
 - 土地改良区の定款変更
 - 牛の移入禁止
- ◇監査公告 昭和三十二年度に係る財団法人船員保険会の監査の結果公表

規則

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年九月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第三十四号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員（職の設置に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「（十一）給仕」の下に「（十二）看護助手」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年九月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により、次の保安林の指定を解除した。

昭和三十三年九月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

茂

所在場所	全面積	解除予定面積	指定の理由	申請者住所氏名
市郡町村大字一字一地番	台帳一見込	台帳一見込	解除の理由	申請者住所氏名
東伯羽合 宇野 西又二一、九六八	〇.〇〇三〇	〇.〇〇〇〇	〇.〇〇〇一	羽合町長
〃 〃 〃 一、九七四	〇.〇〇一〇	〇.〇〇〇〇	〇.〇〇〇〇	〃

鳥取県告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条に基く同法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二條の規定により、次の土地について保安林指定を解除する予定であるから、同法第三十條の規定により告示する。

昭和三十三年九月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

茂

米子 大篠津 川尻灘 二八

〇.二二三五 〇.一四〇〇 〇.一三三三 〇.一四〇〇

魚付 鳥根県八東郡東出雲町大字 指定理由の消滅 揖屋町八三六 岸本 春雄

鳥取県告示第四百三十五号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十三年九月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

理事監 氏名 住所

- 一場 倉吉市 伊木字式ノ首二二〇ノ先二二七ノ先 二二二ノ先二二九ノ先 八屋字大通一六〇ノ先 八屋字鯉一八五ノ先一八六ノ先
- 一 地目其他 水路敷
- 一 面積 九七坪九合一勺

（関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第四百三十六号

天神野土地改良区から土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、次の者が役員を退任した旨届出があつた。

昭和三十三年九月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 理事 高倉 米藏 東伯郡関金町大字堀二九四五
- 椿 義久 大字泰久寺七六九
- 中島 広 大字松河原一一〇一
- 大田 佳孝 大字大鳥居一二二三
- 山本 巖 九七八
- 山崎 金松 大字安歩八六七ノ一
- 北村豊次郎 倉吉市志津九三ノ三
- 亀井 梅藏 三江
- 山本 寿雄 鴨河内二五二〇ノ一
- 幸本 金一 上古川一六〇
- 野儀 久市 福山二七五
- 能谷 源治 鴨河内二一〇二
- 上田 条治 小鴨一三四一ノ一
- 森本 晴美 北野
- 藤戸 物市 黒見五三一ノ一
- 山根 清 越殿町一五五六
- 中口 大信 北野七六一ノ六

船員保険会 100,000 二四、〇五三 備品費
 境港市負担 1,000,000 八、10,000 土地購入費

計 五、八〇〇,〇〇〇 五、六四、〇五三

業務開始年月日 昭和三十三年三月十日
 県補助金交付年月日 昭和三十三年四月二日

二 施設の状況

(1) 寮 舎

木造二階建 延九九坪

(国有のもの 六八、五坪) スレート葺
 (保険会所有のもの三) 五坪

宿泊に使用する部屋数

八畳二室、六畳四室、四・五畳二室、計八室、

宿泊定数 一五人(外に事務室ほか六室ある。)

(2) 附属建物

木造平家建(延五、二五坪) スレート葺洗濯場、物
 置に使用。

(3) 宅 地

境港市所有にかかる宅地一九六、八坪を無償借用し
 ている。

三 県費補助金をもつて購入した備品

品 目	数量	単価	金額	購入年月日	備考
布 団	二〇組	八、八〇〇	一六、五〇〇	三、三九	
掛布団カバ	四〇枚	六〇〇	二四、〇〇〇		
敷布団カバ	二〇枚	四五〇	九、〇〇〇		
敷 布	三五枚	四〇〇	一三、五〇〇		
枕	二〇ヶ	一五〇	三、〇〇〇		
丹 前	一五枚	二〇〇	三、〇〇〇		
毛 布	二〇枚	二、五〇〇	五〇,〇〇〇		
枕カバ	二〇枚	五〇	一,〇〇〇		
碁 盤 一 式	1	1	四、〇〇〇		
将 棋 一 式	1	1	一、四〇〇		
花 瓶 一 点	1	1	三、四〇〇		
計			100,000		

四 職員の状態

寮長ほか四名(事務補助者及び賄人)
 (身分は財団法人船員保険会職員)

五 宿泊施設の利用状況

(自三三、一、四、三)における延人員
 (至三三、三、三))

被保険者 三、三五〇人

被保険者家族 一四六人

計 三、四九六人

六 本施設の経営方法

本施設は国有施設と財団法人船員保険会施設とを併用
 しているため国有施設分は受託管理経営を行つてい
 る。また保険施設であるため被保険者及び家族の宿泊
 料等の負担状況は被保険者で一四〇円(一泊三食付)
 家族で二九〇円を負担し他は全部保険会で負担処理し
 ている。

なお本施設にかかる人件費、管理費等の所要経費は全
 額保険会の負担で運営している。

七 備品購入月日と県補助金交付月日が相違しているの
 は、県補助金の予算措置が遅れたため、この間は船
 員保険会より資金を立替払いとして購入したもので運

管上止むを得ぬものと認めた。